省　令

○総務省令第十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十三日

総務大臣　松本　剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

様式第38の２（第40条の３第１号、第40条の４第１項関係）

基礎的電気通信役務収支表

［略］

第１表　第14条第１号から第４号までに掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用		
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用			
１　第14条第１号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	(3)　同号ハに掲げるもの						
	小　計						
２　第14条第２号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	(3)　同号ハに掲げるもの						
	小　計						

改正前

様式第38の２（第40条の３第１号、第40条の４第１項関係）

基礎的電気通信役務収支表

［同左］

第１表　第14条第１号から第４号までに掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用		営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
１　第14条第１号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの					
	(2)　同号ロに掲げるもの					
	(3)　同号ハに掲げるもの					
	小　計					
２　第14条第２号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの					
	(2)　同号ロに掲げるもの					
	(3)　同号ハに掲げるもの					
	小　計					